

福井港の地域的情報（参考）

1. 福井港の気象・海象の特性

・周囲に遮蔽物となるものがなく、外海に面しているため風浪の影響が強く、特に冬期は北西の季節風によるうねりや波浪が一層大きくなる。

2. 福井港の港外避難等に関する勧告基準

(1) 荒天準備勧告(第一体制)

- ・台風の強風域(風速15m以上)が12時間以内に福井港へ到達すると予想される場合。
- ・福井県嶺北地域に暴風(雪)警報が発表された場合(台風の場合を除く)であって、かつ陸上において風速20m以上が予想される場合

【台風に係る勧告内容】

- ① 在泊船舶等は、荒天準備とし必要に応じ直ちに運航できるよう準備すること。
- ② 岸壁上の作業用資器材等の流出防止措置をとること。
- ③ (台風の場合)台風の影響が少ない他の地域へ避難する船舶は、十分余裕のある時期から避難を開始すること。

【暴風(雪)に係る勧告内容】

台風に係る勧告内容①及び②に同じ

(2) 港外避難勧告(第二体制)

- ・台風の強風域(風速15m以上)が6時間以内に福井港に到達すると予想される場合であって、福井港が台風の暴風域に入るおそれのある場合。
- ・福井県嶺北地域に暴風(雪)警報が発表された場合(台風の場合を除く)であって、かつ陸上において風速25m以上が予想される場合

【台風に係る勧告内容】

- ① 在泊中の大型船(500トン以上)は、原則として港外の安全な水域に避難すること。また、そのまま在泊する船舶は機関を直ちに使用できるようにするなど、荒天準備を完了し厳重な体制をとること。
- ② 小型船舶(大型船舶以外の船舶)、汽艇等は河川、その他の安全な場所へ避難すること。

【暴風(雪)に係る勧告内容】


- ① 停泊中の船舶等は、増しもやい等を十分に行うとともに、機関をスタンバイ状態にして荒天準備を完了させ厳重な警戒体制をとること。
- ② 在港船舶の船長は、保船上必要のあるときは、港外へ避難すること。
- ③ 流出防止措置を完了した作業用資器材等については厳重警戒体制をとること。
- ④ 小型船舶(大型船舶以外の船舶)、汽艇等は河川、その他の安全な場所へ避難すること。

3. 福井港における錨泊

・福井港は外洋に面しており、風浪の影響が極めて大きいため、荒天時の錨泊には適さない。

緊急連絡先

福井海上保安署 0776-82-4999

 各海域(港)最寄りの海上保安庁の事務所や地方運輸局で配布している走錨事故防止ガイドラインとともに、船橋に備え置いてください。